

十 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

改正案

現行

<p>(信用金庫の事業) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）</p> <p>三 十六 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引</p>	<p>(信用金庫の事業) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）</p> <p>三 十六 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引</p>
---	---

、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二〇三の二（略）

四 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。

五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

6〇17（略）

（信用金庫連合会の事業）

第五十四条（略）

2・3（略）

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一（略）

二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてする

、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二〇三の二（略）

四 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。

五 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

6〇17（略）

（信用金庫連合会の事業）

第五十四条（略）

2・3（略）

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一（略）

二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてする

もの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。

三〇十六 (略)

五〇一三 (略)

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

二の二 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

三〇九 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

五 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社  
イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ (略)

ものに限る。

三〇十六 (略)

五〇一三 (略)

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

(新設)

三〇九 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

五 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社  
イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である  
証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で  
定めるもの

六 (略)

3  
3  
6 (略)

ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である  
証券専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

六 (略)

3  
3  
6 (略)